

議案第10号

養父市基金条例の一部を改正する条例の制定について

養父市基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市基金条例の一部を改正する条例

養父市基金条例（平成16年養父市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表養父市情報放送施設整備基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第10号 養父市基金条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
名称	目的	処分	名称	目的	処分
養父市財政調整基金	年度間の財政の調整を行い、将来にわたる市財政の健全な運営に資すること。	1～5（略）	養父市財政調整基金	年度間の財政の調整を行い、将来にわたる市財政の健全な運営に資すること。	1～5（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
養父市学校整備基金	学校整備の資金とすること。	学校整備資金の財源に充てるとき。	養父市学校整備基金	学校整備の資金とすること。	学校整備資金の財源に充てるとき。
養父市情報放送施設整備基金	<u>ケーブルテレビジョンの広域情報放送施設の保全と円滑な運営に資すること。</u>	<u>1 災害等により緊急実施の必要を生じた広域情報放送施設の復旧財源が不足するとき。</u> <u>2 広域情報放送施設のシステム上の改良に係る財源に充てるとき。</u>	養父市情報放送施設整備基金	ケーブルテレビジョンの広域情報放送施設の保全と円滑な運営に資すること。	1 災害等により緊急実施の必要を生じた広域情報放送施設の復旧財源が不足するとき。 2 広域情報放送施設のシステム上の改良に係る財源に充てるとき。
養父市地域振興基金	市民の連携強化及び市全域の均衡ある地域振興等を図ること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市地域振興基金	市民の連携強化及び市全域の均衡ある地域振興等を図ること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
養父市創生基金	養父市創生総合戦略の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市創生基金	養父市創生総合戦略の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。